○○○○従業員持株会運営細則

（目 的）

この細則は、○○○○従業員持株会規約（以下規約という。）第

28条の規定に基づき、○○○○従業員持株会（以下本会という。）

の運営に関する細目ならびに事務手続について定めたものである。

（入会の資格）

規約第３条に定める従業員とは、○○○○株式会社の従業員就業

規則第２条第１項に定める者をいう。

入会・退会・休止・再開・口数変更または一部引出し等の諸手続

は、それぞれ所定の届出書または申請書を理事長宛に提出すること

によって行う。

（会員名簿）

本会は、従業員から提出された入会届出書の綴りを作成し、会員

名簿とする。

（休止・再開）

規約第５条第４項に定めるやむを得ない事由とは、病気・災害そ

の他これに準ずる場合をいう。

２．前項の場合において、拠出を休止しようとする会員は休止の期間

を定め、所定の休止申請書を理事長宛に提出しなければならない。

３．予定の休止期間が終了した場合において、なお休止事由が消ていないときは、当該休止期間の延長を申請することができるものとする。

規約第６条に定める奨励金は、拠出金の○％に相当する金額およ

び会員１人当たり年間○○円の事務代行手数料相当額とする。

（通 知）

本会は、半年に１回、書面により購入した株式数および単価その

他の必要事項を会員に通知するものとする。

（有償増資）

規約第11条第１項に定める新株引受権の割当配分は、少数第４位

以下を切り捨てて行う。

２．前項に基づく臨時拠出金は、円位未満を切り上げるものとし、そ

の結果生ずる剰余金は申込期日の属する月の購入資金に充当する。

３．臨時拠出金の拠出日は、増資のつど理事会が定めるものとする。

４．規約第11条第１項に基づき、新株引受権の割当配分を受けた会員

は、所定の増資割当通知に臨時拠出金を添え、指定された日までに 本会宛に申込むものとする。

５．第１項により切り捨てられた端数の合計分に相当する払込金また は指定日までに申込みをしない会員があった場合において、当該会 　 員に割当てられた臨時拠出金は申込期日の属する月の株式購入資金

（前月からの繰越金を含む。）をもってこれに充当するものとし、

当該充当金額に見合う株式は当該月の購入株式に加えて配分計算に 供するものとする。

（持分の計算）

規約第12条第１項に基づく持分の計算は、少数第４位以下を切り

捨てるものとし、切り捨てられた端数の合計は次回購入する株式に

合算する。

２．前項のほか、規約第12条第２項による会員別残高の計算は、円位 n 未満の端数を切り捨てて行うものとする。

（会員別持分明細簿）

第１０条 会員別持分明細簿は、本会の事務所に備え置く。

（残高明細書）

第１１条 残高明細書は、毎年○月分および○月分の株式購入終了時点にお

いて作成し、各会員に交付する。

（持分の引出し）

第１２条 規約第16条第１項による持分の一部引出しの単位株式数は 1,000

株とする。

２．会員が持分の一部引出しを株券で受領しようとする場合は、所定 の一部引出申請書および名義書換請求書に必要事項を記入して理事 長宛に提出しなければならない。

３．会員が規約第16条第２項による一部引出株式の売却を希望する場 合は、所定の一部引出申請書に必要事項を記入のうえ、理事長宛に 提出しなければならない。

４．前項の売却は、本細則第15条第１項に準じて取扱うものとする。

（退 会）

第１３条 退会の届出は、所定の退会届出書等に必要事項を記入のうえ、理

事長宛に提出しなければならない。

（退会精算）

第１４条 規約第18条第１項ただし書による売却（同条第３項第２号・第４

項および第５号。）ならびに同条第２項による売却は、毎月一定日に１カ月の退会者全員の分を一括して行う。

２．前項の場合において売却すべき持分残高に１株未満の端数がある

ときは、整数部分の売却単価と同値とし、当該月の株式購入資金により本会がこれを買取るものとする。

３．各退会者に対し、現金により払戻しをする場合において金額に円

位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その端数の合計は株式購入資金に繰り入れるものとする。

（精算費用）

第１５条 持分の一部引出しまたは退会の精算に際し、株券の当該会員名義

または当該会員の指定する者への名義書換ならびに当該会員の指定する住所への送付または精算代金の当該会員の指定する預金口座へ

の送金等に要する費用は、それぞれ当該会員が負担するものとする。

（会員への通知）

第１６条 規約第20条第２項第１号および第27条第１号による会員への通知

ならびに規約第25条に基づく会員への報告は、書面によって行うものとする。

（本会の事務所）

第１７条 本会の事務所は、○○○○株式会社総務部内に置く。

（細則の変更）

第１８条 本細則の変更は、○○○○株式会社従業員持株会規約第27条に定

める手続より行うことができるものとする。

（付 則）

この運営細則は、令和○年○月○日から実施する。